

中小企業緊急電力コスト 負担軽減事業補助金 募 集 要 領(案)

申請受付期間 平成25年4月22日(月)～平成25年5月17日(金)

公益財団法人 京都産業21

1 事業目的

本事業は、京都府の補助を受けて実施するもので、電力コストの上昇による経営悪化に対応するため、中小企業者の方々が行う、省電力設備導入に要する諸費用の一部を補助します。

2 補助対象期間

補助金の交付を受けて行う事業の期間は、原則として平成25年4月1日以降に着手し、平成25年7月31日までに設備導入が完了する事業です。

※補助金交付決定前に事業着手（契約行為、発注等）をする場合は、事前着手届の提出が必要となります。

※平成25年4月1日（月）以降に契約したものが補助対象となります。

※平成25年7月31日（水）までに設置、工事が完了したものが補助対象となります。

3 対象事業者

本事業は、京都府内に事業所を有する中小企業者及びその団体が対象です。

※中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第1項に規定する会社及び個人

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

※中小企業者の団体として本補助事業の対象となるものは、事業協同組合、企業組合等の法人格を有する団体であって、府内の中小企業者が構成員の過半数を占める団体です。（商店街関係の法人を除く。）

（注1）次のいずれかに該当するときは対象となりません。

ア 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 対象事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（カに該当する場合を除く。）に、公益財団法人京都産業21が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。

(注2) 以下の項目に該当する中小企業は、対象となりません。

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
 - ・ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ただし、以下に該当する者は、大企業として取り扱わないものとします。
- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（公益財団法人京都産業21等）と基本約定書を締結した者（特定VC）
 - ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）に定める風俗営業を営む者

4 補助対象事業

本事業は、電力コストの上昇による経営悪化への対応を目的としており、次の全ての条件を満たす必要があります。

- ① 中小企業者の方々が行う、電力料金の削減が見込める省電力設備導入の取組であること。
- ② 京都府内の事業所において行われる取組であること。
- ③ 既存設備や機器に要する電力消費量に対し、導入後15%以上の電力削減効果が見込める事業であること。
- ④ 設備導入による節電だけでなく、節電行動計画の策定等、企業として総合的に節電に取り組んでいること。

※法人税法第42条第1項では、「国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの」で取得又は改良する固定資産を、いわゆる「圧縮記帳」の対象としていますが、本助成金は上記規定に当てはまりません。

5 補助対象経費

補助対象となる経費は、申請事業の実施に直接必要な経費です。

補助対象経費	・ 補助対象事業の実施に必要な設備等の購入経費等 ・ 設備導入に伴い、直接必要となる工事に要する経費
--------	---

〔補助対象とならないもの（例）〕

人件費、公租公課（消費税など）、支払利息、官公署に支払う手数料等、振込手数料等

6 補助金額・補助率

(1) 補助率

補助対象経費の2分の1以内

(2) 補助金額

30万円以上100万円以下（補助対象事業費が60万円以上のもの）

※交付額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

※1企業で、複数の事業を実施する場合（例、高機能空調設備や高効率照明設備の更新を行う場合）や、京都府内の複数の事業所において事業を実施する場合でも、1企業当たりの補助金上限額は100万円です。

7 審査及び結果の通知

申請内容を審査の上、採択事業を決定し、平成25年6月上旬に文書により各申請者に審査結果を通知します。

<評価基準>

- ①電力の削減効果の程度
- ②事業に具体性があるかどうか
- ③実施した事業が継続した節電効果を保つことができるか
- ④実施事業以外を含めた企業（事業所）の節電に対する取組の状況

※審査の途中経過並びに審査結果についてのお問合せには一切応じられませんので、あらかじめご承知ください。

※補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。

※本補助金への応募が多数となった場合は、昨年12月に実施した「中小企業緊急負担軽減事業補助金」の採択を受けられた方について、採択の優先順位を低くすることがあります。

8 応募手続

交付申請書等の様式は、(公財)京都産業21のホームページ (<http://www.ki21.jp/>) からダウンロードできます。

また、申請書提出窓口でも交付申請書等の様式を配布します。

※ご応募いただく際は、「中小企業緊急電力コスト負担軽減事業補助金FAQ」もお読みください。

(1) 申請書の提出先

事業所の所在地	申請書の提出先
京都市、向日市、長岡京市、 大山崎町	(公財)京都産業21企画総務部補助金支援グループ 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内 TEL 075-315-8935

宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、 木津川市、久御山町、井手町、 宇治田原町、笠置町、和束町、 精華町、南山城村	京都府山城広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 TEL 0774-21-2103
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府南丹広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1 TEL 0771-23-4438
福知山市、舞鶴市、綾部市	京都府中丹広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒625-0036 舞鶴市字浜2020 TEL 0773-62-2506
宮津市、京丹後市、伊根町、 与謝野町	京都府丹後広域振興局農林商工部 商工労働観光室 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 TEL 0772-62-4304

(2) 提出方法

平成25年5月17日(金)までに申請書提出先へ原則として持参してください。
申請書等を持参いただく場合の受付時間は、上記期間中の平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時までです。
持参できない場合は、郵送(書留または簡易書留)してください(平成25年5月17日(金)午後5時必着)。

(3) 提出書類

- ・〇印の書類の原本及びそのコピーを各1部提出してください。
- ・印が必要な申請書に押印があることを確認してください。
- ・申請時に、すべての書類が整っていることを確認してください。

■申請書類一覧 (★)の書類は、申請日から3カ月以内に発行されたものを提出してください。

書類名	法人	個人事業者
補助金交付申請・提出書類チェックシート	○	○
交付申請書(様式第1号)	○	○
事業計画書(様式第1号の1)	○	○
節電行動計画書(様式第1号の2)又はそれに類する資料	○	○
最近1期分の決算書(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書)の写し	○	—
最近1期分の確定申告書の写し	—	○
履歴事項全部証明書(法人登記事項証明書)(★)	○	—
納税証明書(府税について滞納がないことの証明書)(★)	○	○
対象設備の形状、規格、性能等がわかるもの(メーカーカタログなど)	○	○
対象設備、工事等の見積書の写し(金額の内訳がわかるもの)	○	○
対象設備設置予定箇所の位置図(所在がわかる図面)	○	○
対象設備設置前の現況を確認できる写真	○	○

*「納税証明書(府税について滞納がないことの証明書)」の交付については、所管の府税事務所、広域振興局税務室にお問い合わせください。

※交付決定前に事業着手される場合には、次の書類も提出してください。

書類名	法人	個人事業者
事前着手届(様式第2号)	○	○

9 補助事業の完了及び補助金の支払いについて

事業終了後、7日以内に実績報告書を提出してください。実績報告書の提出があった場合は、すみやかに補助事業完了検査を行い、検査に合格したものについて補助金をお支払いします。

検査の実施にあたって、証拠書類として、契約書又は契約日が確認できる書類（発注書・請書等）、納品書、請求書、振込明細書、領収書、事業の完了を確認できる写真等を提出していただきます。

補助金の支払いは、精算払いとします。（事業が早期に終了した場合は終了時期に応じ、支払いを行います。）

10 問合せ先

「申請書提出先」又は「京都府商工労働観光部ものづくり振興課」までお問い合わせください。

京都府商工労働観光部ものづくり振興課 中小企業育成担当

TEL 075-414-4851 FAX 075-414-4842